

クリーンセンター ニュース

第3号

発行者
秦野市伊勢原市環境衛生組合
施設計画課（秦野市首屋 4624 番地）
Tel 0463-82-2500
Fax 0463-83-5933
E-mail: info@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

平成 18 年 10 月 6 日発行

安全で安心な計画づくりのために 「環境アセスメント実施計画書」

本組合では老朽化が進む伊勢原清掃工場 180 トン/日焼却施設に代わる新たな焼却施設（クリーンセンター）を現し尿処理施設（秦野衛生センター）廃止後の跡地に建設する計画を進めています。この事業は「神奈川県環境影響評価条例」に定められている環境影響評価（環境アセスメント）の対象事業であり、8月16日に「クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施計画書」を神奈川県に提出しました。

今回の環境アセスメントは、クリーンセンター建設事業が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを、事前に調査・予測・評価し、その結果により、事業内容をより環境に配慮したものにしていくなめのもです。この環境アセスメントを通じて周辺住民の皆さんの疑問や不安を解消し、安全で安心な計画作りを進めていきます。

なお、この実施計画書提出までの本組合議会等との調整経過は次のとおりです。

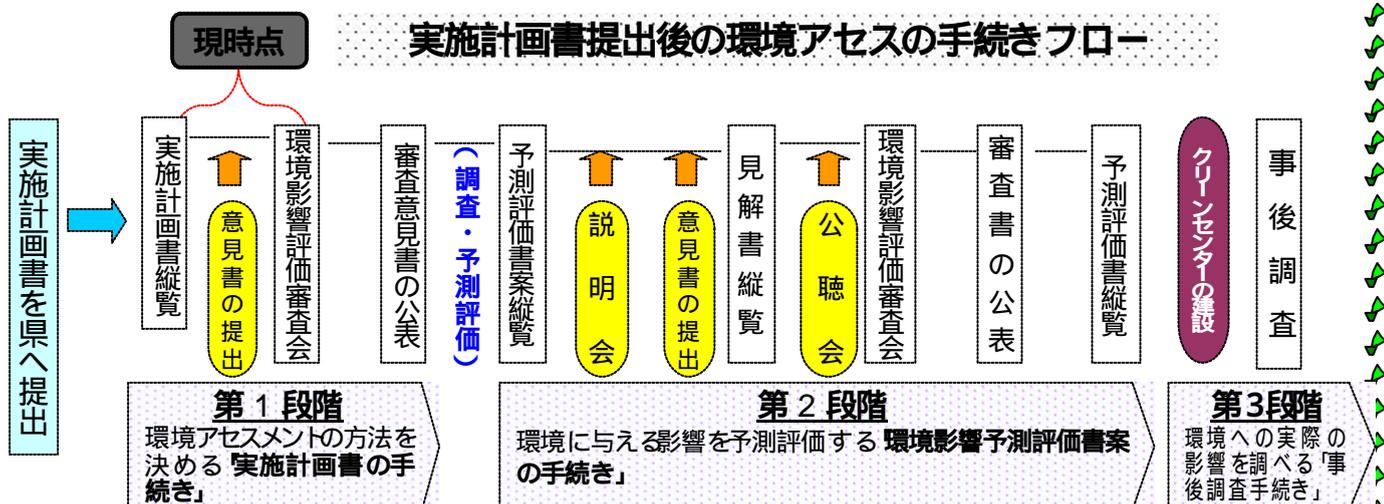
実施計画書提出までの主な調整経過

平成 17 年 10 月 11 日	本組合議会議員連絡会で「実施計画骨子案」を説明
11 月 9 日	第 7 回クリーンセンター地元協議会で「実施計画骨子案」を説明
12 月 22 日	本組合議会議員連絡会で実施計画案の検討状況について報告
平成 18 年 6 月 27 日	第 2 回定例会本会議でアセス関連の補正予算を可決 本組合議会全員協議会で「実施計画書（案）の概要」を説明
7 月 15 日	第 8 回クリーンセンター地元協議会で「実施計画書（案）の概要」を説明
7 月 31 日	本組合議会全員協議会で「実施計画書（案）」を説明

環境アセスメントの手続き

ⅢⅢⅢ 第一段階はアセスの方法を決める手続き ⅢⅢⅢ

環境アセスメントは、次のフローのとおり大きく3つの段階に分かれています。現在、第1段階として、実施計画書による手続きを進めています。9月14日には県の「環境影響評価審査会」が開催され、本事業について1回目の審議が行われました。



このフローは、環境アセスの手続きの中で住民の皆さんからの意見提出等の機会を中心に簡略にまとめたものです。詳細の手続きは、県のホームページ（かながわの環境アセスメント）をご覧ください。 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/assess/>

実施計画書の縦覧を実施中

= 秦野市内・伊勢原市内15の公共施設で =

実施計画書は、クリーンセンター建設事業が環境に及ぼす影響について、どのような評価項目を設定し、どのように調査・予測をするのかをまとめたものです。9月15日から10月30日までの間、下欄の公共施設で縦覧を実施しています。また、この実施計画書に対し、環境保全上の見地から意見を秦野市に提出することができます（提出先：秦野市都市経済部都市計画課）。詳しくは縦覧場所で案内をご覧ください。

実施計画書の記載事項

実施計画書は次の内容で構成されています。

- 1 クリーンセンター建設事業の目的や必要とする理由
(ごみの安定的な処理の推進、エネルギーの有効利用やごみの資源化等、循環型社会の形成など)
- 2 建設地周辺の環境の特性
(人口や産業など社会的状況、気象や生物など自然的状況、生活環境や自然環境に配慮すべき点など)
- 3 クリーンセンター建設計画の概要
(施設規模、工事中の環境保全対策、土地利用の概要、施設全体計画(案)、公害防止計画(案)など)
- 4 評価対象とする項目とその調査方法、調査時期等の調査計画
(環境アセスメントで評価の対象とする13項目とそれぞれの調査方法、調査時期等の調査計画など)
- 5 事業を実施するために必要な許可等の種類及び内容
(都市計画変更など)

実施計画書の縦覧場所

	縦覧場所	縦覧日
秦野市	市役所(西庁舎2階 都市計画課) 水道局、 秦野衛生センター	平成18年10月30日(月)まで ただし、土・日・祝日を除く
	清掃事業所	平成18年10月30日(月)まで ただし、土曜日を除く
	公民館(本町 東 鶴巻・ 大根 南 南が丘)	平成18年10月30日(月)まで ただし、東・鶴巻・南が丘は10/9を 除き、本町・大根・南は10/16を除く
	ほうらい 会館	平成18年10月27日(金)まで ただし、月・祝日 40/10を除く
	広畑ふれあいプラザ	平成18年10月30日(月)まで
伊勢原市	伊勢原市役所(2階 環境保全課)	平成18年10月30日(月)まで ただし、土・日・祝日を除く
	環境美化センター	平成18年10月30日(月)まで ただし、土・日・祝日を除く
	比々多公民館	平成18年10月29日(日)まで ただし、月・祝日 40/22を除く

- ・環境美化センターは午前9時から11時30分、午後1時30分から4時まで、比々多公民館は午前9時から午後5時まで縦覧できます。
- ・その他の施設もいずれも午前8時30分から午後5時まで縦覧できます。
- ・上記以外に平塚市、中井町、神奈川県庁、県政総合センターで縦覧できます。

「実施計画書の内容のお知らせ」を本組合のホームページに掲載しています。

<http://www.hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp>

クリーンセンターQ&A

Q: クリーンセンターのごみ処理方式は、「ストーカ式焼却プラス灰溶融方式」と「流動床式ガス化溶融方式」の2つの方式を考えていると聞きました。「流動床式ガス化溶融方式」の場合には、どんなごみ(金属類やビンなどの不燃物)でも燃やすことができるのですか? そうなると、ごみの分別は必要なくなるのですか?

A: 基本的な考え方として、クリーンセンターは、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた、ごみの3R(発生抑制:リデュース、再使用:リユース、再生利用:リサイクル)の実践により減量化及び資源化をより一層進めた上で、どうしても燃やさなければならぬごみだけを焼却し、熱回収等を行う施設です。従いまして金属類やビン類は資源物として分別することが前提であり、焼却の対象とするものではありません。

また、クリーンセンターの処理方式はご質問中の2方式で検討を進めていますが、このうち「流動床式ガス化溶融方式」は、ガス化溶融方式のうちの「熱分解型」であり、金属類やビン類などを焼却・溶融できるシステムではありません。今後とも引き続き、ごみの分別、資源化にご協力をお願いします。

このニュースは、クリーンセンター建設用地周辺の自治会の皆さんにお届けするとともに秦野市内及び伊勢原市内の公共施設でも配布用として置いています。



ご意見、ご質問等は下記へお寄せください。

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設計画課 電話:82-2500 FAX:83-5933

ホームページ: <http://www.hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp>

E-mail: info@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp